

日本女子大学通学課程4年次の学生からの桜楓会会費納入に関する内規

(内規の根拠)

第1条 この内規は、会費に関する規則第6条1項に基づいて定めるもので、日本女子大学通学課程4年次の学生からの桜楓会会費（以下「会費」という）納入については、この内規に従う。

(会費納入の時期)

第2条 会費は、学費納付者が後期分の学費徴収に併せて納入するものとする。

(会費の額)

第3条 会費は、一人当たり50,000円とする。

2 前項の会費の内訳は、正会員入会金5,000円及び正会員会費10年分45,000円とする。

(会費の徴収)

第4条 会費の徴収は、学校法人日本女子大学と一般社団法人日本女子大学教育文化振興桜楓会が締結した覚書に基づき、学校法人日本女子大学が代行して行う。

(会費の返還)

第5条 桜楓会は、次の事由に掲げる場合は、納入された会費の全額を返還するものとする。

- (1) 会費納入済みの通学課程4年次の学生が、退学、除籍等の理由により正会員となることが出来なかった場合
- (2) 会費納入済みの通学課程4年次の学生から、正会員となる前に、桜楓会の趣旨に賛同しないこと、その他正当な理由により会費返還の申し出があった場合

(説明責任)

第6条 この制度については、入学時より日本女子大学に在籍する全学生および保護者等に対して、次に定める方法等で説明するものとする。

- (1) 日本女子大学入学手続要領に費目と金額を明記すること
- (2) 入学後は、学生および保護者等に対し、桜楓会の活動やこの制度の趣旨・概要および提供されるサービスなどの周知に努めること
- (3) その他必要に応じた方法によって周知に努めること

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃については、理事会において行う。

(附則)

この内規は、2023年4月25日から施行する。